

# 「東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるライブサイト 企画運営業務委託」業務説明資料

## 1 件名

東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるライブサイト企画運営業務委託

## 2 業務目的

ライブサイトとはオリンピック・パラリンピック競技大会の期間中、競技会場外で誰もが大型スクリーンを利用した競技中継等を通じて競技観戦を楽しみ、大会の感動と興奮を共有できる機会を提供する場です。また、競技観戦以外にも、競技体験、文化発信、大会パートナーの出展等を通じて、多種多様な催しに参加できる場所でもあります。

市内外から訪れる多くの観戦客やメディア、多くの市民の皆様と共に盛り上げ、大会の熱気を横浜の活性化につなげる拠点として、本事業を開催します。一方、東京 2020 大会が 2021 年に延期され、簡素化や新型コロナウイルスに対応した新しい生活様式を踏まえた開催となるため、関係機関と万全な対策を検討したうえで、安全安心なイベント運営がこれまで以上に求められます。

本委託事業は、上記を実現するための企画、計画策定、事前準備を行うものです。

なお、ライブサイトには下表の 3 区分があり、本市における開催予定は記載の通りです。

区分	実施主体	コンテンツ	実施期間	本市の予定
東京 2020 ライブサイト	東京都又は関係自治体が、組織委員会と共同主催	競技中継、会場装飾、競技体験、ステージイベント、大会パートナー出展、主催者展示、飲食売店、公式ライセンス商品販売等	東京 2020 大会期間中、任意	オリンピック期間中、大さん橋ホールにおいて開催 【本業務内で実施】
コミュニティ ライブサイト	地方自治体（都道府県、市町村及び東京都特別区）	競技中継、会場装飾、競技体験、ステージイベント、主催者展示、飲食売店		各区が主催して実施 【本業務には含まない】
パブリック ビューイング	全国の自治体及び組織委員会と放映権者が実施に合意する団体・組織	競技中継		オリンピック期間・パラリンピック期間に市内各所において開催【本業務には含まない】

## 3 本事業の目標

- (1) 業務目的に沿ったコンセプトにより的確にターゲットを捉え、人の賑わいを作り出す。
- (2) 大会パートナーの権利保護やアンブッシュ防止等の大会のルールを順守しつつ、横浜ならではのオリジナリティ豊かな魅力を発信する。
- (3) 来場者の安全や新しい生活様式に配慮しつつ、祝祭感に溢れたコンテンツを提供する。
- (4) 着実に事業を実施できるよう、十分な業務運営体制とスケジュールを計画する。

## 4 事業概要

(1) 主催

横浜市、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

(2) 実施期間

2021年7月31日(土)～8月7日(土)(8日間)

(3) 実施場所

大さん橋ホール(横浜市中区海岸通1丁目1-4)

5 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

6 業務内容

(1) 運営計画書の策定

ア コンセプトとターゲットの設定

イ コンテンツの企画と実施準備

以下のライブサイトの基本コンテンツについて、企画を作成し、実施に向けた準備を行う。

コンテンツ	内容
①競技中継	大型スクリーンで開会式・閉会式や競技のライブ中継等を実施します。国を問わず応援し合う文化や会場の一体感の醸成のため、新しい生活様式に即した応援スタイルを提案すること。 ※テレビ番組表が公表されるのは大会1～2か月前のため、公表後イベントスケジュールを遅滞なく作成できるよう、競技の選択基準等をあらかじめ準備すること。
②会場装飾	東京2020ライブサイト専用のロゴやルックのデザインを使用し、来場者へ東京2020大会の雰囲気を見覚的に分かりやすく伝えます。
③競技体験	国内の競技団体や大会パートナー等と連携し、競技体験を通じて競技の魅力を伝え、競技に関する理解の促進やその後の競技会場への観戦につなげます。
④ステージイベント	競技中継の合間に、アスリートによるトークショーや地域の特性を活かした地元団体等によるパフォーマンスで、ライブサイトを盛り上げます。
⑤大会パートナー出展	大会パートナーと連携し、企業独自のコンテンツを展開することで、来場者にスポーツに接する機会を提供します。
⑥主催者展示	観光案内や市の取組をPRします。
⑦飲食売店	大会パートナーの権利保護に配慮しつつ、横浜らしいメニューを販売します。出店条件等を整理し、出店者の公募を行うこと。
⑧公式ライセンス商品販売	東京2020大会公式ライセンス商品(Tシャツ、タオル、ピンバッジ等)を購入できる販売ブースを設置します。なお、販売業者は組織委員会より派遣されます。

ウ 運営計画

以下の項目を盛り込んだ運営計画書を作成する。

(ア) 運営スケジュール

(イ) 会場図面、イメージパース

コンテンツ配置図及び人員配置図（警備員・運営スタッフ・都市ボランティア）、最寄り駅から会場までの来場者アクセス経路図、入場待機エリアと入退場動線。

人員配置については、各々の役割を明確にした上で必要箇所に配置すること。

(ウ) 横浜市・都市ボランティア

市が公募する横浜市・都市ボランティアの管理・運用を行うこと。

(エ) 警備

来場者が安全・安心に過ごせるよう、地元警察等とも連携し、自主警備を行う。警備にあたっては、以下の項目について提示し、実施すること。①定員管理、②会場範囲の明確化、③会場周辺の安全対策や来場者の誘導等、④手荷物検査等の入場者チェック

(オ) 消防

火災及び地震等の災害時の初期活動や応急対策を円滑に行い、来場者及び関係者の安全を確保するための避難動線、防火管理責任組織体制等を盛り込んだ消防計画を作成すること。

(カ) 装飾

ライブサイトロゴ・ルックのデザインを使用し、会場を装飾すること。

(キ) 広報

以下の項目ごとに、掲載場所やスケジュールについて計画を策定すること。①紙媒体（ポスター、チラシ等）、②雑誌やウェブ等の広告媒体、③交通広告や屋外広告、④メディアへのアプローチと取材対応

また、東京 2020 横浜市ウェブサイト内のライブサイト等特設ウェブサイトを活用して、SNS（ツイッター等）にて、デイリープログラムや緊急情報（競技中継番組表変更・入場規制・開催中止・自然災害等）等を発信する。そのスケジュール等について、計画に盛り込むこと。

(ク) コロナ感染予防対策

入場時のルールや観客同士の距離、会場備品の定期的な消毒、イベント従事者への予防接種又は PCR 検査、イベント従事者又は観客の感染が判明した場合の対応方法など、必要な対策について委託者と協議し、実施すること。

(ケ) 定員管理

コロナ対策として、適切な定員管理（事前予約、整理券など）を行うこと。

(コ) 暑さ対策、アクセシビリティ対応、危機管理、環境配慮

(サ) 持続可能性への取組

持続可能性の観点から、調達物品の再使用・再生利用や廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）等に配慮した取組を行うこと。

(シ) 大会パートナーの権利保護

東京 2020 大会の大会パートナーの権利保護に配慮した運営を行うこと。また、会場内や広報・PR 等において、非大会パートナーのブランド等の露出がないよう、マスキング等を実施すること。

(ス) W i - F i の整備

来場者が不自由なくインターネット等が利用できるよう、適切な通信環境を提供できる無料の W i - F i 環境を整備すること。

(セ) 実施に係る経費の算出

(2) 実施に向けた準備

- ア 競技中継、警備、会場等の調整
  - ※警備員の派遣については、委託者と調整すること
- イ 大会パートナー企業、競技団体、飲食出店者等との調整
- ウ 警察・消防・保健所等関係機関と協議
- エ 掲出個所に合わせた会場装飾・案内サイン等のデータ作成

## 7 成果物の報告

次の成果物を納入すること。

### (1) 計画書一式

紙で印刷したもの2部（A4またはA3版、カラー）及び電子データ

（電子データはCD又はDVDとし、Microsoft Office等により編集可能なファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする）

### (2) 本業務の遂行過程で作成した電子データ一式（汎用のソフトで作成すること）

### (3) その他本業務に付帯する一切の資料（電子データを含む）

## 8 概算業務価格（上限）

令和2年度（計画・準備）：19,000千円（税込）

提案書提出時には、参考見積書を提出するものとします。

※実施運営にかかる想定概算額（令和3年度）は、70,000千円（税込）です。あくまで計画作成のための目安であり、次年度の予算確保及び契約を確約するものではありません。

## 9 業務スケジュール（予定）

令和2年度	1月中旬	受託候補者決定
	2月下旬	実施コンテンツ・装飾計画提出
	3月26日（金）	運営計画書提出

## 10 条件・仕様

- (1) 本業務受託者は本市「委託契約約款」に定める事項を遵守すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、本市職員と受託者で協議のうえ決定すること。
- (2) ライブサイト会場の図面及び関連資料については、参加資格を有する参加意向申出書を提出した事業者を提供します。
- (3) (2)において提供する情報は必要最小限の利用とするなど取扱いに注意し、委託者の許可なく、参加意向申出書を提出した事業者以外への提供及び本業務以外で利用はしないこと。
- (4) 本委託業務にかかる業務を委託者と協議して開催し、司会・進行及び議事録を作成し、委託者に提出すること。

## 11 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、業務全般の管理監督及び本市との連絡・調整を行う管理責任者を置き、当該業務に関し十分な知識・経験を有する者を充て適切に行ってください。
- (2) 業務の実施に当たっては、会場周辺の地域特性等を十分に考慮した上で、具体性の高い内容となるよう配慮してください。
- (3) 本業務で作成した制作物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）

は本市に帰属する。また、受託者は本市または本市が指定する第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

- (4) 他の個人・団体等の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。第三者が権利を有する資料を使用する場合には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担、責任は、受託者が負うこととします。
- (5) 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (6) 東京 2020 大会の概要、大会ビジョン、競技日程、コアグラフィックス等については、東京 2020 大会の公式 Web ページ (<https://tokyo2020.org/ja/>) を確認してください。
- (7) 大会パートナーの権利保護について、次のア～ウを順守した提案としてください。

ア 大会パートナーの供給の機会提供

大会パートナーの製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを必要とする場合には、法令の範囲内で大会パートナーに対し、当該製品又はサービスの供給の機会を与えること。

イ 大会パートナー以外の第三者から調達する場合

やむを得ず第三者から製品又はサービスを調達する場合であっても、法的に可能な限り、当該第三者の製品又はサービスのブランドが分からない形で調達しなければならない。

ウ アンブッシュ対策について

会場備品やイベント出演者によるブランド表示の露出、サンプリング行為、特定の企業・製品を宣伝する旗・横断幕が出現しないよう、配慮すること。